

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第118回）議事録

令和5年5月31日（水）
11時00分～12時30分
W E B 会 議

[出席者]

(委員) 是川委員、近藤委員、仙田委員、戸田委員、永田委員、長山委員、西村委員、
浜田委員、松岡委員、松田委員、毛受委員、四ツ谷委員（計12名）
(文化庁) 圓入国語課長、小林日本語教育推進室長、増田日本語教育調査官 ほか関係官

[配布資料]

- 1 小委員会の設置について
- 2 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿
- 3 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の会議の公開について（案）
- 4 日本語教育小委員会（第23期）における審議内容について（案）
- 5 ワーキンググループの設置について（案）
- 6 「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方について（案）
- 7 認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの進め方について（案）
- 8 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループの進め方について（案）
- 9 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律について（概要）
- 10 オンライン実証事業報告の概要

[参考資料]

- 1 文化審議会国語分科会運営規則
- 2 文化審議会国語分科会の会議の公開について
- 3 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の審議経過等について

[経過概要]

- 1 事務局から定足数を満たしていることと配布資料の確認があった。
- 2 文化審議会国語分科会運営規則に基づいて委員の互選により浜田委員が日本語教育小委員会の主査に選出された。
- 3 文化審議会国語分科会運営規則に基づき、浜田主査が島田委員を副主査に指名した。
- 4 事務局から配布資料3について説明があり、了承された。
- 5 事務局から配布資料4～8について説明があり、承認された。
- 6 事務局から配布資料9について説明があり、意見交換を行った。
- 7 事務局から配布資料10について説明があり、意見交換を行った。
- 8 次回の日本語教育小委員会は6月28日（水）午後3時から開催予定であることを確認した。
- 9 資料説明等の内容は以下のとおりである。

○浜田主査

改めまして、今期の日本語教育小委員会主査にただいま選出されました浜田でございます。冒頭、私から就任に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

皆様御承知のように、日本語教育機関の認定等に関する法律が成立し、本日、議事の中でも御説明があるかと思いますが、本日本語教育小委員会でもそれに対応して様々な対応を行っていくことが期待されております。これまでもこの小委員会では非常に重要な御議論を重ねてきていただいているわけですが、今年は特に重要な1年になろうかと思っております。

私も、衆議院、参議院での委員会の質疑あるいは本会議の様子動画をごく一部見させていただき、本当に多くの人々にこの問題に関心を持っていただいているということが分かりまして、大変ありがたいと思っております。

ただ、少子化の中で、外国人の方に労働力として日本に来て住んでもらうといった形で、どうしても経済面での期待ということが今クローズアップされているのではないかと感じています。有名な「労働力を受け入れたつもりだったけれども、来たのは人だった」という言葉もありますが、あくまでもこの外国人の方が日本に来られるということをつきかきとしまして、私たちの社会が多様性への対応をしていく。そのことを通して、全ての人々が生きやすい、経済面だけではなく、精神的な面でも豊かな社会になっていくということが重要ではないかと考えております。そのための日本語教育の在り方を考えていくということで、この日本語教育小委員会での議論を進めていければと存じます。

もとより、委員の皆様は、そういった思いを共有してくださっている方ばかりだと思うわけですが、「ウォームハート、クールヘッド」、そのためにどのようなシステムを作っていくことが必要なのかということ冷静沈着に、また周到に、議論を進めていければと考えております。どうぞ皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本来ですと副主査にも御挨拶をいただくべきところですが、先ほど選任されました島田徳子副主査は本日御欠席でございますので、議事を進めさせていただきたいと思っております。

では、議事3、今期の審議の内容についての議事に入る前に、事務局を代表して国語課より一言いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○小林日本語教育推進室長

日本語教育推進室長に4月に着任しました小林より御挨拶をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

先週、国会で「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」という法案をお認めいただきました。今年度は、この法律を踏まえて、日本語教育機関の認定、教員養成機関の登録といった新たな制度の細かな基準を決めていく必要があります。委員の皆様には御協力いただくこととなります。日本語教育は、これから大きく動いていく分野で、新しいことを検討していく必要があります。皆様には御協力、御指導をいただきたいところでございます。事務局としても精一杯頑張っております。1年間どうぞよろしくお願いいたします。

○浜田主査

それでは続きまして、今期の日本語教育小委員会の審議の進め方とワーキンググループの設置について、事務局から説明をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

資料4「日本語教育小委員会（第23期）における審議内容について（案）」を御覧ください。

今期の審議事項として大きく3点予定しております。1点目が、「日本語教育の参照枠」補遺版についてです。こちらは、前期に引き続きCEFR（2020）を踏まえ「日本語教育の参照枠」補遺版の検討を行うこととしております。2点目が、認定日本語教育機関の認定基準等、また登録実践研修機関、登録日本語教員養成機関の登録手続等に関すること。そして3点目が、オンライン日本語教育の在り方についてです。

スケジュールについては、2点目に示しておりますが、前期の程を公開しております。

3点の審議事項について検討を行うために、三つのワーキンググループの設置を予定しております。設置については、資料5「ワーキンググループの設置について（案）」を御覧ください。

今期は、三つの審議事項に分けてワーキンググループをそれぞれ設置することを予定しております。つ目が、「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループ、二つ目が、認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループ、三つ目が、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続等に関するワーキンググループです。

ワーキンググループに属する委員及び臨時委員は、小委員会の主査が指名することとなり、主査は、必要に応じて委員・臨時委員以外の外部有識者を協力者として参加させることができるものとしています。各ワーキンググループには座長を置き、当該ワーキンググループに属する委員・臨時委員の互選によりこれを選出するということになっております。

また、議事は原則公開となっております。

各ワーキンググループの委員（案）は、次のページを御確認ください。

各ワーキンググループの内容について御説明申し上げます。資料6「「日本語教育の参照枠」補遺版の検討に関するワーキンググループの進め方（案）」を御覧ください。

こちらは、前期に引き続き設置されるワーキンググループになります。2点目の目的を御覧ください。「日本語教育の参照枠」の基になりましたヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）は、2001年に公開されて20年以上が経過しております。そこで、欧州においては、それまでの言語教育環境の変化等に対応する言語能力記述文などを示した補遺版が2018年、2020年に公開されております。本ワーキンググループでは、昨年度のヒアリング及び検討を基に、この補遺版で示された仲介に関する言語活動、異文化間能力の育成、新たに示された言語能力記述文などを日本語教育の文脈においてどのように扱っていくのかを検討し、「日本語教育の参照枠」補遺版の取りまとめに向けた検討を行うことを予定しております。

主な検討事項としては、4点示しておりますが、詳細は2ページ目に今期の審議スケジュールの案としまして、6月から来年の1月において検討する事項を記載しております。

続きまして、資料7「認定日本語教育機関の認定基準等の検討に関するワーキンググループの進め方（案）」を御覧ください。

経緯といたしましては、令和元年6月に日本語教育推進法が公布、施行され、日本語教育を受ける機会の最大限の確保を図るとともに、国内の日本語教師の資格の整備、そして日本語教育機関における水準の維持向上を図るために必要な適格性を有する日本語教育機関に関する制度の整備が求められております。これを踏まえて、本年5月に日本語教育機関の認定制度及び登録日本語教員の資格制度の創設等を行う新たな法律が成立いたしました。「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法

律」です。これを受けて、国内の日本語教育機関の多様性を尊重しつつ、日本語教育の水準の維持向上を図る日本語教育機関認定法に基づき、機関を認定するための認定基準等を含む円滑な運用に向けた具体の検討が必要となっております。

検討項目は大きく2点ございます。まず、認定日本語教育機関の認定基準等に関すること、そして「留学」「就労」「生活」といった分野別のコアカリキュラム、これは仮称になっておりますが、こういったものを検討するということがこのワーキンググループの目的となっております。

資料8「登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループの進め方（案）」を御覧ください。

主な検討事項が2点挙げられております。まず1点目が、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等に関する省令等に関することです。2点目が、登録日本語教員養成のコアカリキュラム、こちらも仮称になっておりますが、これらについても検討を行うことを予定しております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○浜田主査

ありがとうございます。ただいまの御説明に基づきまして、今期の日本語教育小委員会の審議の進め方、ワーキンググループの設置について、御意見、御質問等があればお願いいたします。特にございませんか。

ありがとうございます。それでは、ただいまの今期の日本語教育小委員会の審議の進め方、ワーキンググループの設置について、御了承いただけたものとさせていただきます。

今期もたくさんの審議内容が予定されておりますが、皆様、円滑な審議に御協力を賜りますようお願いいたします。

続きまして、議事（4）その他として、まずは、先日成立いたしました日本語教育機関に関する新たな法律、日本語教育機関認定法について、御説明をお願いしたいと思います。事務局から、よろしくお願いたします。

○小林日本語教育推進室長

事務局から、資料9「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律について（概要）」に基づいて、先日成立いたしました法律の内容等について御説明いたします。資料にはございませんが、国会で多く御審議があった内容も含めて説明いたします。

資料9の2枚目を御覧ください。こちらは、既に御承知いただいているところも多いかもしれませんが、法律の簡単な概要でございます。概要には、大きく分けて二つの柱がございます。

一つ目が、日本語教育機関の認定制度の創設、二つ目は、認定日本語教育機関の教員の資格の創設、この2つが大きな柱でございます。それぞれ具体的な項目がございます。この制度の創設に関しまして、国会審議の中でいろいろな質問がございましたので、補足いたします。

まず、認定日本語教育機関の認定に関する部分でございますが、特に多く御質問ございましたのは、新たな制度においては、文部科学省において、審査をしっかりとやっていただきたいということでございました。

二つ目は、教員の資格に関して、一番多くございましたのは、国家資格化に伴い、教員の処遇改善にしっかりとつなげていくべきだという質問でした。そして、そうした教員の資

格の取得後のキャリア形成、処遇改善につながってくる部分でもございますけれども、そうしたところをしっかりと考えていくべきということ、これが恐らく一番多くいただいた質問でございます。

それから、現職日本語教員の方たちがしっかりと移行できるような丁寧な経過措置、これは周知を含めてしっかりとやっていただきたいという御質問が多くございました。

また、法律の内容から少し離れますが、地域における日本語教育の推進、こちらもたくさん御質問いただいております。例えば地域差を解消するための支援と、実際にどのような支援を行っていくべきかという非常に細かい質問までたくさんいただきまして、こちらも大きな課題だと私たちも受け止めたところでございます。

最後に、制度創設後は、新たな制度をしっかりと活用していくことが必要だということ、例えば登録日本語教員が様々な場面で活躍していただけるよう、外務省、法務省をはじめとした、関係省庁と連携して、今後も引き続き対応していくべきだということになっています。また、子供の関係でございますけれども、就学前の子供や児童生徒を含めた様々な年代、特に多かったのは児童生徒のところでございますが、そうした方々への日本語教育の場面で登録日本語教員の活用ということをしていってはどうかということ、非常に多くの質問をいただいたところでございます。

新たな制度については、多くの関係者がいらっしゃいますので、しっかりと丁寧な周知が必要だということも多く御質問いただきました。こうした御議論をしっかりと踏まえ今後対応していきたいと考えております。

今後のスケジュールでございますが、施行日は、令和6年4月1日でございます。施行に向けて、この法律の下にある政省令等の検討を進めていくこととなります。

施行後には、日本語教育機関の認定や実践研修機関や教員養成機関の登録がいよいよ始まっていくこととなります。

また、所掌との関係でございますが、現在、日本語教育の関係に関しましては、文化庁国語課で担当しておりますが、法律の施行と同時に、教育という観点が強くなりますので、文部科学省で所管をしていくということになっております。

法律の概要説明は以上でございます。特に政省令等については、今後、非常に多くの検討が必要となります。どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

○浜田主査

御説明ありがとうございました。非常にタイトなスケジュールの中でこの小委員会での議論も進めていかなければならないということで、改めて責任の重さというのを感じた次第ですが、ただいまの御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見等がございましたらお願いしたいと思います。

では、四ツ谷委員、お願いいたします。

○四ツ谷委員

御説明ありがとうございました。軽微な点1点御質問なのですが、この日本国内における日本語教育の業務は文部科学省の所管になるということについて、実際に文部科学省に移管されるのは来年4月1日からという理解でよろしいのでしょうか。

○小林日本語教育推進室長

来年度からでございます。御認識のとおりでございます。

○四ツ谷委員

ありがとうございました。

○浜田主査

そのほか、いかがでしょうか。

私の方から1点質問いたします。附帯決議の中で、子供たちの母語・母文化の教育についても力を入れるということがあったと思います。この小委員会で具体的にそれについて考えておられるようなことがもしございましたらお聞かせいただければと思います。

○圓入課長

お尋ねいただきました附帯決議につきましては、現在、衆議院と参議院の両方からいただいております。衆議院の方はホームページに掲載されておりますが、その内容は多岐にわたっております。先ほど御説明いたしました認定日本語教育機関に関するもの、それから登録日本語教員に関するもの、それぞれございましたけれども、三つ目といたしまして、この制度自体がきちんと生かされるようにという趣旨で、例えば留学だけではなくて、生活者、就労者、それから児童生徒、未就学の方のお話もよく出ておりました。それから、夜間中学における外国人の方の日本語教育のニーズについても、国会でも度々話題になっておりまして、今後、そういった方々が求めていらっしゃる日本語教育を提供していくためにも、また、質が確保された認定日本語教育機関、それから登録日本語教員になっていただく方々が更に活躍されるよう、子供たちへの日本語教育の観点が記載されています。

そういった意味では、この後ワーキンググループなども含めて御議論いただく際に、政省令なども御検討いただきますけれども、中には、それが様々な場面でどう生かされていくか、認定日本語教育機関だけではなく、登録日本語教員の方々が様々な場で御活躍でき、更にそのキャリアが生かされるようになるのかということ念頭に、是非、先生方から御意見をいただきたいと考えているところでございます。

そのほか、御意見として非常に多く、附帯決議にも衆参ともに出ておりましたのは、文部科学省にこれから移管されますが、それだけではなかなかこの法律が目指すところは実現し得ないという御意見がございまして。そういった意味では、関係省庁の皆様、これは令和元年の日本語教育推進法以来、日本語教育推進会議を設置し、共管である外務省をはじめ、法務省や厚労省、それから経産省、総務省など、関係各省との連携の中で、留学、生活、就労、その他専門性が活用される場として、子供たちのほか、難民、避難民、それから海外など多くの場面で活用されるよう、政府が一体となって体制も強化していくべきであるという附帯決議を共通していただいたという状況でございまして。

そういうことを前提に、是非、今後の御議論、忌憚のない御意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○浜田主査

ありがとうございました。私たちも勉強しまして、いろいろなところで、具体的な議論の中で、できることはないかを考えていくと理解させていただきました。

それでは、そのほか何か御意見、御質問等はございますか。

では、永田委員、お願いたします。

○永田委員

今の点と重なると思いますが、今日のお話にもあった処遇の改善というのが長年の課題

だと思います。これについても、先ほどのお話にあった日本語教育推進会議の中で、いろいろな省庁等と関係しないとできない議論だと思うのですが、日本語教育推進会議の中で今後議論されていくのでしょうか。

○圓入課長

国会審議においても、処遇改善については、度々お尋ねがありました。今回の法律の検討に当たりまして、数年前から2回程度、現在の大学や法務省告示日本語教育機関の皆様、ボランティアの方も含めて、現在の処遇がどのような状況にあるのかについて調査をさせていただきました。そういった調査結果をもって、大学と法務省告示日本語教育機関の比較もされておりましたが、いずれにしても常勤、非常勤の方は厳しい状況にあるという御指摘を国会審議の場でたくさんいただいたというところからスタートしたわけでございます。

ただ、他省庁もそういった現状をこれまで共有できていなかったというところから始まっておりまして、もちろん処遇改善で何らかの支援をとという声をいただくのですが、まずは、こういった方々の社会的な評価がまず高まるべきという御意見も多数いただいております。関係省庁からしますと、留学はさることながら、これからは就労者、生活者、場合によっては児童生徒といった対象でも活躍できるような社会的な評価が可能な枠組みとして今回の制度を作って、そこからどうするかという議論が始まるのかなと思っております。

今回の法律で非常に感じたことは、令和元年に成立した日本語教育推進法以降、基本的な方針、それから法務省主導でまとめている総合的対応策やロードマップの中でも議論を重ねていたのですが、処遇改善や日本語教師の皆さんのキャリア形成等について、今回の法律を機にスタートしたという印象を持っております。

昨年12月に日本語教育推進会議の中で、この法律が成立した後に、認定日本語教育機関や登録日本語教員の方が活躍できるような方向性を前提に、関係各省がどのように活用いただけるのかをまとめております。そういった中で様々で活躍していただくときには、適切な処遇をしていただけるような場を作っていただくという意味で議論をさせていただきたいと考えております。是非、今後の検討においても、機会がありましたら御説明、それから御意見をいただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○永田委員

ありがとうございました。

○浜田主査

では、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

処遇の改善というのはかなり時間が掛かるとお思いますので、例えば経団連など、いろいろな企業がありますね。そういうところと早くから、今からも連携したり、御理解をいただくということが急務だと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○圓入課長

御指摘ありがとうございます。実は、この法案を提出する前に、経団連の皆様にも何度か御説明させていただき、日本商工会議所の皆様には有識者会議の御議論に参加いただいたという経緯がございます。

経団連からは、この法律の早期実現をという提言をいただいております、これまで複数回、意見交換もさせていただきました。この法律が成立した後のお話をお伺いしますと、経団連や日本商工会議所等の団体において、日本語教育のニーズが非常に大きくあるということです。課題として共通しておりましたのは、有識者会議の報告でもございましたように、例えば、企業で雇用している中で外国人の方々に日本語教育の機会を提供したいときに、協力してほしい日本語学校、日本語教師を探すことが難しく、また、どこに御連絡していかかわからないということが、課題として上がっていたということでございました。

この法律の条文にもありますように、これから認定機関につきましては、多言語で情報発信することとなっております、そのためのサイトを今後構築していくことを国会でも度々お答えしています。そういった情報発信サイトができた暁には、経済団体の皆様にもそのサイトの御紹介などもさせていただくというお話をしましたら、会員企業の皆様への周知などにも御協力いただけるというお話もいただいております。

また、日本語教育推進会議の中で、事業者関係の施策に関わる省庁は複数ございますけれども、法律の骨格だけではなくて、例えば多言語の情報発信サイトにおいて、登録日本語教員の皆様のキャリア形成の観点から、研修履歴なども蓄積して、ご希望に応じて発信していく仕組みをこれから作っていきたいと考えております。関係省庁が実施する会議等においても、重要な会議がございまして、そこでも情報発信サイトについて御紹介する機会をいただけるということが推進会議の中で出ております。政省令について、これから皆様に一定の質を担保するという大事な観も含めて御議論いただくわけですが、そういったものがもう少し具体化できれば、関係省庁も是非御協力いただけるというお話もいただいておりますので、先生方からも是非御議論いただければと思います。よろしくお願ひします。

○浜田主査

ありがとうございます。近藤委員、よろしいでしょうか。

精力的にいろいろなところとの連携を進めてくださっているということで、大変ありがたく存じます。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

そのほか、御質問、御意見はございますか。では、松岡委員、お願ひいたします。

○松岡委員

今現在、日本語学校の設立申請をしているところが幾つかあると思うのですが、それについては受付をするのでしょうか。

それから、「生活」の領域で、「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用についてという図を見ていくと、「生活」の部分がどこに入るのかが少し分かりにくくて、恐らく「地方公共団体、国際交流団体、経済団体」云々というところに入るのかと思うのですが、もしかして総務省がこの中に入るのでしょうか。この辺りはどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。お願ひします。

○浜田主査

では、事務局からお願ひいたします。

○圓入課長

それでは、まず1点目でございますが、お尋ねいただきましたのは、現在の法務省の方で告示いただいているいわゆる日本語学校のことだと思います。有識者会議の中でも、意

見募集の中でも多く出ておりました。

まず経過措置の方をお答えしますと、有識者会議の提言では、5年ほど必要という御指摘をいただいております。そういったことをもって現在、法務省に御相談しております、国会の中では一定の期間を経過措置ということで検討するという御説明させていただきました。今後継続して調整を行い、早めに御説明できるようにしたいと考えています。

また、新規の受付も含めてということになりますので、これも早期に、皆様にどのような対応をさせていただくかということについて御説明ができるようにしたいと考えております。

2点目につきまして、これは日本語教育推進会議で12月にまとめさせていただいたものの概要でございます。「生活者」につきましては、法律の施行と同時に、文化庁から所管が文科省になりますが、これからも継続して御支援をと考えております。この中には、従来から多文化共生の観点から総務省の関係部署がございまして、そういったところでも、生活者の方の日本語教育も含めて、情報提供などに御協力もいただけると考えております。

また、国会でも非常に多く御意見をいただき、今回の日本語教育の法律ももちろん重要でございますが、これまで日本語教育を担っていただいたボランティアの方々によって支えられている地域日本語教室についても、非常に重要であるという御指摘をいただきました。現在、文化庁で実施している地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業につきましても、引き続き充実を図っていきたいと考えております。こういった地方自治体の皆様、それから例えば地方自治体の皆様と地域の方々の連携について、資料の右側の真ん中辺りに記載しているとおり、例えば、認定日本語教育機関との連携ということも期待されるという御意見がございまして、こういった観点からも、法務省、厚生労働省等の各種会議でも是非周知してまいりたいと考えています。恐らく就労関係もありますが、中には就労者であり生活者であるという方もいらっしゃるということで、併せて関係省庁の連携の中で周知させていただきたいと考えております。以上でございます。

○浜田主査

ありがとうございました。

松岡委員、1点目の御質問は登録をオンラインにするかという御質問でしたでしょうか。

○松岡委員

いえ、オンライン云々の話ではなくて、今、認可申請をしている機関があると思うので、それが、来年度からシステムが変わってしまうとどうなるのかと思っただけです。

○浜田主査

ありがとうございました。それでは、今の回答でよろしいですか。

○松岡委員

はい。圓入課長からの御回答は理解しましたが、地域にいと、そのボランティアの活用という話だけが独り歩きをしてしまう傾向があります。今私ども「なか東北」の山形、秋田、岩手で地域日本語教育専門人材育成事業というのを進めているのですが、行き先が結局ボランティアになってしまうと、専門性を高める意味は何なのかとずっとジレンマを抱えている状態です。それで、総務省も入らないのかという御質問なのですが、恐らく、地方公共団体、国際交流団体というのは総務省とのつながりが深いかと思っただけで、伺いました。就労者ではない生活者も地方にはたくさんいらっしゃって、そういう方たちがど

のように学習機会を保障されて、そこで教える教師がどのように待遇を保障されるのかというの大きな課題になっています。その辺りをこれからの検討で是非進めていただきたいというのがお願いです。

以上です。

○浜田主査

私どもも、審議の中でできるだけ具体的なアイデアも出していけたらと思います。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの法案についての御説明は以上とさせていただきます。

続きまして、補正予算事業として実施をされておりました「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業」の事業報告概要について、審議を行います。まず、事務局から説明をお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

事務局から御説明いたします。資料10「ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業報告概要」を御覧ください。

1ページ目「はじめに」のところ、この事業について御説明いたします。

この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて令和2年度に実施された政府の入国制限の影響によって、日本に入国できない外国の留学生が増加の一途をたどり、入国前の留学予定学習者等にオンラインによって日本語教育を提供して、日本語教育のニーズを満たすということが必要であったことに端を発したものでございます。

令和3年11月からの水際対策に係る新たな措置により段階的に留学生の受入れが開始されましたが、オミクロン株の影響もあり、外国人の入国停止措置が継続され、日本語教育機関においては2年以上にもわたって留学生の受入れが実質的に停止するという非常に厳しい状況にございました。

また、オンライン教育についても、新型コロナウイルス感染症の長期化の影響を受けて、一部の日本語教育機関での取組が始まりつつありましたが、これまで日本語教育機関というところは、原則対面によって留学生に対する日本語教育を提供してきておりましたので、実践が限定的であったという課題がありました。一方で、入国を待っておられる海外の外国人留学生に対するオンライン日本語教育の提供には、対面同様に質の高い日本語教育をオンライン環境において実現するということが求められました。

そこで、本事業では、入国が困難な外国人留学生等への日本語教育環境を構築するために、日本語教育機関によるオンラインを活用した日本語教育プログラムを実践いただき、実証し、事業成果を分析・検証することで、コロナ後においても持続可能かつ効果的なオンライン教育のノウハウを普及すること、そしてオンライン教育を含めた日本語教育の在り方を今後検討することを目的として、多くの法務省告示日本語教育機関の協力を得て実施をいたしました。

この報告の構成は5章に分かれておりまして、第1章に事業の概要、第2章に日本語教育機関によるオンライン日本語教育プログラムの実施状況、第3章にアンケート結果に基づく事業の実践結果について、第4章に本事業における日本語教育機関によるオンライン日本語教育の実践の事例、第5章に成果と課題ということでまとめております。

内容について簡単に御説明させていただきます。まず、事業の概要については、2ページに事業の概要の図があり、3ページから掲載しております。

4 ページの一番下を御覧ください。この事業は、民間団体 6 社の御協力をいただいて実施しました各民間団体には、事業の成果報告並びに実践事例集を作成いただいております。こちらは近日中に文化庁日本語教育コンテンツ共用サイト NEWS に掲載を予定しておりますので、御覧いただければと思っております。

6 ページには、民間団体による主な自主事業として、実証のために必要なオンライン日本語教育のモデルコースやプログラムの開発、日本語教師のためのオンライン日本語教育研修などを全国で開催していただきました。このほか、教育・学習管理のためのラーニングマネジメントシステム（LMS）等の開発も行いました。ICT 日本語学習教材がまだ不足しているところがありますので、それぞれの機関が教材を開発して提供いただきました。

7 ページを御覧ください。こちらは日本語教育機関におけるオンライン日本語教育実証事業についてです。6 社合わせまして全 210 校の告示校に協力をいただきました。

本事業は、六つの民間団体が日本語教育の業界団体、日本語教育機関、また外部の日本語教育の専門家等と連携し実施いただいたものになっています。

事業実施の要件が 8 ページ目に示されております。実証に求める要件として日本語教育機関による多様なオンライン日本語教育が実証されていること。進学、就職等のニーズから既存の日本語教育の枠を超えて将来の日本語教育、教育環境を見据えたモデルを提示すること。3 可能な限り多くの組合せを実証し、例にないものも必要であれば、自由に実証いただくということです。

オンラインの教育手法については四つ、オンライン型、ハイブリッド型、オンデマンド型、ハイフレックス型としました。

また、日本語教育の内容・方法については、進学、就職、一般等のコース別、またレベルについては、「日本語教育の参照枠」に示された A1 から C までのレベル別、そして授業内容については、「日本語教育の参照枠」に同じく示されました言語活動による教育内容別、また漢字圏・非漢字圏の言語種別、このような実証を実施いただいております。

実証の件数は、9 ページにお示ししておりますが、今回、日本語教育機関 1 校で複数のプログラムを実証できるようにいたしまして、全 764 コースを実施いただいております。

10 ページ以降に、今回の実証に御協力いただきました法務省告示校 210 校のリストを掲載しております。

14 ページには、日本語教育機関による実践事例数の内訳としまして、レベル別、そしてオンライン、ハイブリッド、オンデマンド等の教育方法、そして言語活動別、それぞれの数の実践が行われたかというものを示しております。

15 ページです。それぞれの日本語教育機関の実践事例については、各民間団体がグッドプラクティスとして特徴的な事例を選定いただきました。詳細は文化庁のホームページ等に掲載させていただきたいと思っております。

続きまして、18 ページです。オンライン日本語教育の実践結果として、アンケートのデータを抜粋しております。日本留学の動機が高まり、オンラインプログラムを受けて日本語能力が向上したと感じる外国人留学生が非常に多かったということが分かります。

20 ページからは、オンライン日本語教育に携わった日本語教師に対するアンケートを掲載しておりますが、本事業を通じて、オンラインによる日本語の教授スキルが向上したこと、そして今後もオンライン日本語教育に取り組んでいきたいといったことが、御意見として挙げられております。

24 ページからは、オンライン実践事例をコース別、言語活動別に掲載しております。具体的な教育機関名はお示ししておりませんが、幾つか特徴的な事例として挙げていただ

いたものを抜粋し掲載させていただきました。

第5章、成果と課題について、40ページ以降を御覧ください。

40ページからは、実証事業の報告における対象別の成果、そして46ページからは、教育手法別の成果をそれぞれ分析しております。48ページには、本事業実施民間団体によるオンライン日本語教育の成果と効果として、主な観点を四つ整理しております。

まず、成果・効果について、1点目です。日本語学習機会の拡大となっており、来日前に入国後の教育と継続性のある、一定の質の教育機会が提供できたこと。2点目、特に海外の場合、日本人との接触が限られておいるため、学習者がオンラインで日本から日本語教育を受けるということは、日本語学習、留学の動機付けに大きな効果があったということ。3点目には、学習者層を留学だけでなく、生活者、就労者等に拡大して、地理的、時間的な事情によりこれまで日本語教育を受けることができなかつた者にも多くの学習機会を提供できたということが挙げられました。

次に、教育効果についてです。同時双方向性のあるオンライン環境を整えることによって、遠隔地においても対面授業と近い教育効果の授業を実施することができた。反転授業が実施できることで、授業の設計を変化させ、学習効果を向上させることができた。多様なICT教育素材とオンライン教育手法を組み合わせることで学習者の興味関心を高めること、またそれを教育効果につなげることができた。特に、文字指導には非漢字圏の学習者は特に時間が掛かるわけですが、ICT教材、アプリなどを活用して自学実習をすることと連動して教育効果を上げることができた事例などが挙げられました。

3点目に自律学習の促進につながったということ。

4点目に教師の授業準備等の負担の軽減ができたこと。こういったことが成果・効果として挙げられました。

一方で、49ページからは、課題について掲載しております。本事業におけるオンライン日本語教育の実施において、今後検討が必要ではないかとされた項目を五つ挙げております。

まず、オンライン教育全般に関する課題としましては、オンライン教育に適した適切かつ効果的な教育設計は対面とは異なるものがあるのではないかとということ。端末や通信インフラなど、海外の場合、学習環境について大きな課題があり、一定程度の条件を示すことが望ましいのではないかとということ。オンライン教育に活用できる日本語学習教材はまだ限られているということ。評価について、学習者の能力評価及びその適切な実施について、オンライン教育においては大きな課題があるといった声も寄せられました。

二つ目、メディア授業（オンライン同時双方向型）に関する課題としましては、全くの初学者に対して、初期指導やこのオンライン授業のシステム等について説明するに当たっては、媒介語の使用が非常に重要であったこと。指導方法の在り方の検討が必要ではないか。学習者側のICTリテラシーや環境について指摘がありました。

三つ目、メディア授業（オンデマンド型）については、そもそも自律学習の習慣付けから指導が必要ではなかったか。反転授業以外のオンデマンド教材といったものの開発・活用についても課題があったという声がありました。

四つ目、日本語教育機関におけるオンライン教育に関わる課題として、留学・生活・就労の認定日本語教育機関においてオンライン授業を行う際には、教育の質の確保について検討が必要であるということ。出席やクラス定員などの在籍管理についてどのようにするかといったこと。在留資格「留学」の取得要件となっている渡日前150時間の日本語履修を、今回の実践も多く実施いただきましたが、日本語教育機関がオンライン教育で行う場合の教育の質の確保についてどのように行うのかといった点。最後、教育を行う日本語

教員側ですが、教員養成・研修に関わる課題としまして、オンライン教育の特性を踏まえた教師養成・研修が必要ではないか、その普及をどうするかといったこと、又は養成・研修を担う講師側のオンライン教育の普及についても課題として挙げられました。

50ページですが、今後についてです。今回、多くの日本語教育機関、そして日本語教師に、新型コロナウイルス感染症の多くの影響を受ける中、今回の事業に御協力をいただきました。その結果、企業や外部専門家、また自治体など、これまでにない連携やネットワークが生まれ、新たなオンライン教育モデル、評価を含むLMS等のシステム開発など、多様な教育実践につなげていただくことができたと思っています。成果と課題については、教育を含めた社会的ニーズが高いオンライン教育に必要なノウハウの普及とともに、審議会において、今後オンライン教育の在り方について検討を行う際の参考とすることを予定しております。

51ページには、今後の成果活用の流れとして、概念図をお示ししております。

事務局からの説明は以上でございます。

○浜田主査

御説明ありがとうございました。まさしく、ピンチはチャンスといたしますか、コロナ禍の中で改めてオンラインの利点というものを私たちは体験的に学んだわけですがけれども、今回非常に貴重な実証事業を実施してくださいました。可能性とともにいろいろな課題もあるということですね。例えば教材の問題、評価の問題、インフラの問題、そして学習者にも教師にもこういった新しい形の学習に適応するための新たな能力というのが求められるといった報告でございました。

ただいまの御説明について、委員の皆様から御質問、御意見等あればお願いしたいと思います。西村委員、お願いいたします。

○西村委員

この実証事業に実際に私も関わりました教鞭を執ったということもありますので、一言お話しします。このように非常に多種多様な形で日本語教育が実施され、その一端を担ったという意味では、大変よかったと思っています。

先ほどの御説明にもあったとおり、オンラインの形態とか、レベルとか、手法とか、様々なもののバリエーションが本当に多岐にわたってしまっていて、改めて日本語教育機関の持っているポテンシャルといたしますか、可能性の高さ、そういったものを実感しているところです。

説明を聞きながら、私もそうだったと、評価のあたり、成果のあたり、そのように感じながら聞いておりましたが、昨年度も文化審議会国語分科会で、「地域における日本語教育の在り方について」という報告書の中でも、日本語教育機関が何かもう少しできることがあるのではないかと、地域の生活者のために何か活躍できるのではないかと御提案があったかと思えます。正にこのオンラインを活用して日本語教育機関というものが今後活躍していける可能性が十分あるということを示すことにつながっているのではないかと、私自身も心強く、同じ日本語教育機関に勤める者として思った次第です。

私からは以上でございます。

○浜田主査

ありがとうございます。実際に事業を体験されて、非常に貴重な御意見、御感想だっただと思えます。

では、まずは川委員、その後に戸田委員にお願いしたいと思います。

○是川委員

ありがとうございます。幾つか質問があるのですが、まず1点目といたしまして、学習者へのアンケート結果が掲載されておりますが、そこで学習の意欲とか、留学の動機とか、日本語能力の向上とかについて、向上したとか、そういうポジティブな結果が出ておりました。この点についてはすごくよかったなと拝見しました。

一方、ちょっと報告書として、テクニカルな質問になるのですが、この期間というのはどうしてもオンライン学習がメインだったということだと思います。これは普段、要するに対面で授業をしている場合と比べてどうなのかということも非常に重要なのかなと思います。この実証実験の中で、オンサイトで対面で授業をしたケースというのはないように見受けられますが、過去の類似の調査でも構いませんし、こういった点についてオンライン学習というのがより優れているのか、同程度なのかとか、そういった点について何か報告書中で言及していないのかなというのが1点目です。

あともう1点は、それに関連しまして、特に学習者の方ですが、能力が高まったとか、動機付けが高まったという結果なのですが、これは学習者の脱落がどれくらいあったのかということももし分かれば載せた方がいいのではないかと思います。要するに、残った人というのは当然うまくいったから残っているととかいう、そういうセレクション効果も考えられますので、動機付けが弱まった人は単に途中でドロップアウトしてしまっただけということであれば、その結果の解釈には若干留保が必要なのかなと思った次第です。

以上2点です。よろしくお願いします。

○浜田主査

ありがとうございます。では、事務局の方からお願いします。学習者の対面と比べた利点、それから修了率についてです。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。このアンケートの結果というのは、文化庁から指定した項目実施しその結果のみ掲載させていただいたものです。各民間団体は、もっと詳細な聞き取り調査やアンケートなど個別に実施いただいており、その中に対面との対比というものももちろん入っておりますが、今回は全体概要ということで掲載しませんでした。

詳細は各団体の報告を御覧いただきたいのですが、成果と課題の40ページ以降には、留学生のためのオンライン教育の可能性や、生活者に対すること、課題と成果についてそれぞれ挙げております。47ページに、ICTを活用した教育手法について、課題も上げており、対面との具体的な対比ということは特段、取り立てては上げていませんが、実際は日本国内の日本語学校で対面で授業をしている中に、本来入国してクラスに入るはずであった留学生が海外からオンラインで参加するといったハイブリッド型の授業が行われた事例を紹介しております。その中では、従来どおりの対面の授業の中に海外からオンラインで学習者が入っても、学習者を取りこぼすことなく授業に参加でき、入国後もクラスに円滑に入ることができたといった事例などもありました。

一方で、法務省告示校の場合はクラス定員が20名と決められているのですが、オンラインで海外から参加した場合の定員の考え方はどうするのかといったことも問題提起されたところではございます。

対面だけで行っている授業との対比というのは、この事業の中では出ておりませんが、

対面と併せてやったことによる影響について日本語教師のコメント・所感などにも記述いただいています。

また、2点目の脱落者についてですが、どうして脱落したのか、やめた理由は何かというところは追えておりません。パソコンの設定やトラブル課題について、学習者側にも2割ぐらいの学習者がオンライン授業に対して少し不安に感じた、時々ネット環境が切れて授業に参加することができなくなったケースや、時間帯が合わないといったことは多々ございました。人数として、アンケート結果の数も、授業に参加した学習者数に比べて少なくなっているのもお気づきかと思います。今回は、無償でオンライン授業を提供いただいたもので、学費も徴収していないことから、参加が自由、任意のようになってしまって、出席についてはそれほど厳しく縛りを設けなかったところも一因かと思います。

是川委員御指摘の具体的なデータがお示しできず申し訳ありません。

○浜田主査

ありがとうございます。先ほどその報告書が公開されるという御案内がありましたが、それを見ますと、もう少し細かい各実施者からの報告が見られるということでございますね。

では、戸田委員、続けて長山委員にお願いしたいと思います。

○戸田委員

ありがとうございます。私どもの協会でもオンライン授業をずっとやっておりましたが、その中で一番問題になりましたのが著作権の問題でして、教材をどのようにアップするか、あとイラストの問題など、著作権の問題は大きなことでした。内部では勉強会なども開きまして、続けてオンライン授業をしておりますが、是非、文化庁の方でも、この事業の中で著作権の基礎的な研修というのは行われていると拝見しましたが、日本語教師に向けて、是非この著作権の問題について何か研修会、講習会などをしていただけたらと思っております。この事業は、大変成果があったと思っております。以上でございます。

○浜田主査

ありがとうございます。今度の新しい登録日本語教員の教育内容の項目の中には著作権も入っているようですが、もう既に日本語の先生になっておられる方に対する研修も含めて、事務局の方で何かございましたらお願いします。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。この著作権については、今回の事業に参加いただいた日本語教師の方々以外からも勉強したいというお声が文化庁にも寄せられております。文化庁では、令和5年度に「日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業」としまして、日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修というものを予定しております。特にICT、著作権に関しましては、必須の教育内容にも加わっておりますので、現職の日本語教師の方に対するオンデマンドの講習、アップデート研修なども利用しまして、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○浜田主査

ありがとうございます。戸田委員、よろしいでしょうか。

長山委員、お願いいたします。

○長山委員

オンラインの事業を私どもは数多くやっていますが、一つ課題がありまして、動画をどれぐらい効率的に作っていくのか。オンラインのいいところを生かすとすると、自分である程度勉強するために、動画をカリキュラムに沿ってどんどん作っていくわけです。今回の事業の中で作られたものがどれぐらい共有されていくのか、あるいは共有されないのか。権利上の問題もあるかと思しますので、その点の質問が1点目です。

もう1点が、LMS、ラーニングシステムの話がありましたけれども、これもなかなかいいものがなくて、我々も導入するときに大分迷いながら、今一つのシステムを使っています。一つの観点で、多言語化にどれぐらい活用できるかということかなと思います。オンラインのところは、初学者に対する初期指導とか、システム説明といったところの媒介語の話が出ていましたけれども、これはいいラーニングシステムを使えば、そこで多言語化できてしまうので、対面よりもはるかに初学者に対するアプローチという点では有利な点かなと思うのです。そういうことを考えていったときに、今回、ラーニングシステムの方の開発もされているということなので、その辺りの共有状況についてもどうなのかということをお教えいただけますでしょうか。

○浜田主査

ありがとうございます。従来、文化庁事業で開発・作成された教材はNEWSというサイトで公開されていますが、今回の成果物についても同じような形で公開されるのかということ、それからLMSについてのお尋ねでございます。事務局からお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

御質問ありがとうございます。今回の事業を実施するに当たっては、仰るように、オンデマンド教材が大きな核になっておりました。それぞれ六つの民間事業者様には特色あるオンデマンド教材を開発いただいております。ただし、これについては著作権等の問題がございます。開発教材の概要と、問い合わせ先は、文化庁のNEWSというサイトに掲載させていただきたいと思っております。

2つ目のご質問ですが、初学者に関しては最初の一步というところは多言語が必要であるということは、オンライン教育の場合、強くニーズとして挙がっておりました。一方、日本語教育機関には言語スタッフが配置されていることから、LMSによって多言語化するというよりも、教育管理や生徒管理のために開発した事例が大半だったと思われまます。事例をNEWSの方に御紹介させていただきたいと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。長山委員、よろしいでしょうか。

では、松田委員、お願いいたします。

○松田委員

2点、質問とコメントをさせていただきます。

コメントとしては、戸田委員が先ほど指摘したような著作権の問題なのですが、日本語教育機関が構築したコンテンツであったり、それから出版社が出版したいろいろな教材を海外の受講生が利用する場合の販売料であったり、お金のやり取りというのはかなり整理

が必要な問題なのではないかと認識しております。

今回は緊急時ということで、出版社がかなり善処して無料で「みんなの日本語」を利用できるようにしていただいた措置があったのですけれども、その措置がなくなったタイミングで教材が利用できない海外の学習者が大量に出て困るといったことが起こったり、日本語学校が作った教材を海外の学習者がどう買い取るのかとか、販売するのかといったことは、なかなかリテラシーの高い問題かと思っておりますので、そういったところの整備は必要なのではないかと思います。

もう1点、質問ですが、今回の教育機関での実証の中にメタバースを使った実証があったのかといったことをもしよろしければ教えていただければと思います。お願いします。

○浜田主査

事務局の方から、1点目のコメントについても何かございましたらお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

ありがとうございます。松田委員の御発言のとおり、今回、オンライン教育に使える教材が少ない中、多くの出版社の方に御協力をいただいたおかげで事業が無事に実施できたということ、文化庁としても大変有難く思っております、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

ここで開発された教材は、個々の日本語学習者に提供されるというよりは、日本語教育機関に今後展開して、そこにいらっしゃる学習者に使っていただくということを想定された教材開発が多かったように認識しております。作った教材を海外の個々の学習者に販売するという事は想定されていなかったと思います。民間団体に今後確認し使えるものがあれば使用方法についてもNEWSに掲載できればと考えております。

メタバースについてですが、6社のうち1社が自主事業としてVRを使った学習に取り組みました。学習者が国内・海外から共通のウェブ上の仮想スペースに参加して、そこで模擬的に店員と客という形で、やり取りをするといったことを試みとして行ったもので興味深い取組を実施いただいたと思っております、詳細は民間団体の報告に掲載いただいておりますので、後程ご覧いただければと思っております。

○浜田主査

ありがとうございます。松田委員、よろしいでしょうか。

そのほか、御質問、御意見等ございますか。

御報告自体も非常に興味深いものがございましたし、皆さんからも活発に御意見、御質問をいただきまして、有意義な審議ができたかと思っております。

本日の議事はここまででございます。

では、冒頭にも申し上げましたが、今期第1回目ということでございますので、委員の皆様から一言ずつ、自己紹介を兼ねて御挨拶をお願いしたいと思います。資料2の名簿を御覧ください。この名簿の五十音順ということで、お話をお願いしたいと思います。トップが石黒委員になっておりますが、本日御欠席でございますので、是川委員から順にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○是川委員

ありがとうございます。昨年に引き続き再び委員を務めることとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。私が関わっている方面といたしましては、御存じの方もいるか

と思いますが、技能実習及び特定技能制度の見直しに関する有識者会議が進んでおりまして、先日、中間報告が出ました。私もその委員として参加しておりますので、そちらでも日本語教育は大変重要なテーマとなっております。そうしたことから、今回のこの会議におきましても、そうした視点も踏まえまして、貢献できればと考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○浜田主査

ありがとうございます。

では、近藤委員、お願いいたします。

○近藤委員

今期もまたどうぞよろしくようお願いいたします。私はふだん、昭和女子大学の大学院で日本語教育を専攻する修士課程・博士課程の学生に対して、実践的なこと、理論、研究等を指導しております。そして学部では、日本語教育を専攻する者に対して講義をしております。専門はビジネス日本語教育あるいは教師養成ですが、最近この何年かは企業といかに日本語教育をつなぐかというところをやっておりますが、今後ますます、もう個人の研究ではできない領域まで来て、日本全体でやっていくべきことと思いますので、日本語教育がいかにほかの分野と関わって豊かな生活、社会になっていくかということを探求していきたいと思います。どうぞよろしくようお願いいたします。

○浜田主査

よろしくようお願いいたします。

島田委員は本日御欠席でございますので、仙田委員、お願いいたします。

○仙田委員

しまね国際センターの仙田でございます。私も2年目になります。よろしくようお願いいたします。ふだんは、生活者のための日本語教育とか、事業所で働く技能実習や特定技能の外国人に対する日本語教育の機会を提供したりしております。そのほか、日本語ボランティアの養成や支援といったことに携わっております。そういった立場でふだん日本語教育との関わりがございますので、今期の審議内容では、生活といいますか、地域における日本語教育に非常に関わりの大きい、また大きな転換期となりそうな審議内容がございますので、なおかつ非常にタイトなスケジュールでやっていかなければいけないということで、大変責任も感じておりますが、地域における多様な日本語教育ニーズにきめ細かく対応できるような形での質が確保された日本語教育が提供できるように、しっかりと制度設計について考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

○浜田主査

よろしくようお願いいたします。

戸田委員、お願いいたします。

○戸田委員

公益社団法人国際日本語普及協会の戸田でございます。前期に引き続きましてこの委員会に参加しているわけですが、先日の法案の成立を見ましても、大変大きな変化の中にあるということで、大きな責任を感じております。周りの日本語教育関係者も、この

法案についてはいろいろな不安も抱えておりますけれども、説明も求められることが多くなっております。是非、文化庁ではこの法案の周知、具体的なビジョンというものを皆様にお知らせいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○浜田主査

ありがとうございます。

永田委員、よろしくお願いいたします。

○永田委員

広島大学の永田です。前期に引き続き、今期もどうぞよろしくお願いいたします。私は、自分自身が大学の学部で日本語教員養成課程を修了した後、その後ずっと日本語教員養成というものに携わってまいりました。今期は、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の登録手続き等の検討に関するワーキンググループも立ち上がるということで、しっかり議論に少しでも貢献できればと思っております。早くワーキンググループの名前を覚えるところからやってまいりたいと思います。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○浜田主査

よろしくよろしくお願いいたします。

長山委員、よろしくお願いいたします。

○長山委員

日本国際協力センター多文化共生事業部長の長山でございます。昨年度に引き続き、よろしく申し上げます。私どもでは、定住外国人向けの就労のための日本語をかなりの物量でやっているということと、そのほかでは、行政官留学生向けの日本語とか、昨年度から避難民支援の一環で、児童の日本語あるいは就学支援といったことをやっています。また、日本語以外にも、具体的な就労支援といったところにも今展開しておりますので、そういった観点で情報提供、意見交換をさせていただければと思っております。よろしく申し上げます。

○浜田主査

よろしく申し上げます。

西村委員、よろしくお願いいたします。

○西村委員

文化外国語専門学校の西村でございます。私は、日本語教師として長年に勤めておりますけれども、今回この委員の中ではいわゆるその告示のコース、日本語学校という立場の人間は私一人のようですので、大変責任を大きく感じているところでございます。かつ、認定基準の方のワーキンググループということになりますので、多くの日本語学校・日本語教育機関の皆さんからいろいろと期待されている部分も多いかと思えます。ですので、教育の質の維持向上、それから日本語教育機関の多様性と、この二つをいかに両立していくかという非常に難しいことに挑戦しなければいけないわけですが、精いっぱい知恵を絞って頑張っていきたいと思えます。今年もよろしくお願いいたします。

○浜田主査

お願いいたします。

根岸委員、真嶋委員は御欠席でございます。松岡委員、お願いいたします。

○松岡委員

岩手大学の松岡です。引き続きよろしく申し上げます。多分、私のこの委員会での立場というのが、散在地域からの声を上げていくことかなと思います。仙田委員も散在地域からの意見だと思いますが、東北の場合はもっと散在していて、今人手が足りなくてどうしようと危機感を持っているところです。外国人材が来てくれないのではないかという危機感が非常に強いので、日本語教育の環境が整わなければならないという話をいろいろなところでしようと考えています。本学が弱小国立大学の副専攻の日本語教員養成課程を持っているのですが、今度の認定でもつのかどうかという危機感もありますので、それについてもできるだけ意見を上げていきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○浜田主査

よろしく申し上げます。

今期加わっていただきました松田委員、お願いいたします。

○松田委員

今年度より委員を拝命いたしました東京都立大学の松田です。どうぞよろしく申し上げます。仕事としては、これまで30年ほど、日本の高等教育機関で留学生の日本語教育に携わっておりました。今は東京都立大学で学部生・大学院生に対する日本語教師養成や日本語教育の研究者養成に携わっております。専門としては、継承語教育や、それから子供の教育など、また日本語コミュニケーション教育の研究などを行っております。こうした経歴を生かして、「日本語教育の参照枠」補遺版の完成等々に少しでも御協力できればと思っております。よろしく申し上げます。

○浜田主査

よろしく申し上げます。

毛受委員、お願いいたします。

○毛受委員

日本国際交流センターの毛受敏浩と申します。長年、多文化共生に関わってきておりますが、政府がようやく外国人の本格的な受入れに向けて動き始めて、日本語がその一番の突破口を切り開いているということは非常に素晴らしいことだと思っております。一つ、圓入課長の最初の話で、私自身、コメントをしようと思って言えなかった分をお話しさせていただいたと思います。圓入課長は各省庁を巻き込もうということで大変努力されていらっしゃるのですが、考えてみれば、外国人の日本での生活については、ロードマップではライフステージ・ライフサイクルの中での支援ということがうたわれていまして、要は外国人の日本での就労も含めた面での人材育成が既に焦点になっているということかと思えます。その中で日本語というのは一つのピースでしかないわけで、本来は、「日本語に各省庁の皆さん、協力してください」ではなくて、外国人の人材育成という大きな枠、像の中で、文化庁は日本語教育としてこれをやります、各省庁はどういう形で人材教育に協力するのですか、あるいは主導権を取るのですかと、本来そういう話だろうと思えます。

ですから、そういう意味で、各省庁のより主体的な外国人への支援あるいは人材育成ということに関わっていただく、そういう形で是非、更に引っ張っていただければと思って聞いておりました。

○浜田主査

ありがとうございます。

最後、新しく加わっていただきました四ツ谷委員からお願いいたします。

○四ツ谷委員

国際交流基金の四ツ谷と申します。今年度から参加させていただくことになりました。国際交流基金は海外における日本語教育支援を行っておりまして、今私の部署では、海外に向けて日本語教育の専門家を派遣したり、インドネシアやフィリピンでEPAの訪日前の日本語研修を行ったりしているのですが、先ほどのオンラインの実証事業の御報告にもありましたけれども、今や海外に居住している人がオンラインで日本の日本語学校の授業を受けられるということで、海外の日本語教育と国内の日本語教育がかなり密接不可分な関係にあります。海外の日本語教育と国内の日本語教育をどう接続するかという点が今後ますます重要になってくるのかなと思っております。これらの問題意識を持ちながら、いろいろ勉強させていただきながら取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○浜田主査

委員の皆様、今期、本当によろしくお願いいたします。

閉会の前に、事務局より連絡事項がありましたらお願いいたします。

○増田日本語教育調査官

次回の第119回日本語教育小委員会は、6月28日水曜日15時から開催を予定しております。15時から17時30分の2時間半の審議を予定しております。長丁場になりますが、皆様、御出席くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○浜田主査

委員の皆様、何かございますか。よろしいでしょうか。

では、これをもちまして、第118回日本語教育小委員会を閉会といたします。ありがとうございました。